額付」を「別表十七(二の二)付表一「18」のうち国内関連者等から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」を「別表十七(二の二)付表一「18」又は別表十七(二の五)付表「16」のうち、国内関連者等から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額」に改め、同表の記載整備第１号中「租税特別措置法」の次に「第66条の５の２（第３項を除く。）若しくは第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同第11号中「租税特別措置法施行令」の次に「第39条の13の２第21項（対象純支払利子等に係る課税の特例）又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第102号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号及び第４号において「平成31年旧措置法施行令」という。）」を、「受取利子等（租税特別措置法）の次に「第66条の５の２第２項第７号又は平成31年旧措置法」を加え、「同令」を「租税特別措置法施行令第39条の13の２第21項又は平成31年旧措置法施行令」に改め、同第111号中「租税特別措置法」の次に「第66条の５の２第２項第２号又は平成31年旧措置法」を加え、同第四号中「租税特別措置法施行令」の次に「第39条の13の２第21項又は平成31年旧措置法施行令」を加える。

別表十七(二の二)付表二の表中「関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「12」）」を「関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計額（別表十七(二の二)付表一「12」又は別表十七(二の五)付表「10」）」に、「調整対象金額（別表十七(二の二)「20」）×(7)/(6)」を「調整対象金額（別表十七(二の二)「20」又は別表十七(二の五)「23」）×(7)/(6)」に改め、同表の記載整備中「内国法人が」の次に「租税特別措置法第66条の５の２第７項（対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の」を加え、「(調整対象金額に係る調整額の計算)」を「(関連者等に係る支払利子等の損金不算入)」に改める。

別表十七(二の三)の表中「調整所得金額（別表十七(二の二)「16」）／(1)×50％」を「調整所得金額（別表十七(二の二)「16」又は別表十七(二の五)「19」）／(1)×(50％又は20％)」に、「関連者純支払利子等の額（別表十七(二の二)「３」）」を「関連者純支払利子等の額又は対象純支払利子等の額（別表十七(二の二)「３」又は別表十七(二の五)「３」）」に、「調整対象超過利子額に係る当期損金算入額（対象事業年度の(23)）」を「調整対象超過利子額に係る当期損金算入額(23)」に、「当期分（別表十七(二の二)「24」又は「29」）」を「当期分（別表十七(二の二)「24」若しくは「29」又は別表十七(二の五)「27」若しくは「32」）」に、「対象事業年度に係る超過利子額（対象事業年度の別表十七(二の二)「24」）」を「対象事業年度に係る超過利子額（対象事業年度の別表十七(二の二)「24」又は別表十七(二の五)「27」）」に、「対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額「１」）」を「対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計額（対象事業年度の別表十七(二の二)「１」又は別表十七(二の五)「１」）」に改め、同表の記載整備第１号中「租税特別措置法」の次に「第66条の５の３（対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、同第111号中「(超過利子額の損金算入)」を「(対象純支払利子等に係る課税の特例)」に改め、同号を同第四号とし、同第11号(1)中「租税特別措置法」の次に「第66条の５の３第３項又は平成31年旧措置法」を加え、同号(2)中「同法」の次に「第68条の89の３第６項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は平成31年旧措置法」を加え、同号を同第111号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　「(1)×(50％又は20％)　(2)」の欄は、租税特別措置法第66条の５の３の規定の適用を受ける場合には「50％又は」を消し、平成31年旧措置法第66条の５の３の規定の適用を受ける場合には「又は20％」を消すこと。

別表十七(二の三)付表の記載整備第１号中「租税特別措置法」の次に「第66条の５の３第３項から第７項まで（対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、同第11号中「みなされる同法」の次に「第68条の89の３第６項（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は平成31年旧措置法」を加え、「、同法」を「、租税特別措置法」に改め、同表の次に次の11表を加える。